

高齢者向け 臨時福祉給付金

28年度中に65歳以上になる昨年度の市民税が非課税の方(生活保護受給者は除く)を対象に臨時福祉給付金を1人3万円1回限りで支給します。

給付金の対象と思われる方には、既に申請書を郵送しています。申請書に記入し、必要書類を添えて、8月9日まで(消印有効)に同封の返信用封筒で返送するか、市役所会議室(平日9時~16時30分)へ直接提出してください。給付金は申請書の審査後、順次、指定口座に振り込みます(金融機関に口座がない方などは、別途通知によりお知らせ)。

☎福祉総務課臨時福祉給付金窓口
☎70・5066。

項目	H28~29(A)	H26~27(B)	(A)-(B)
均等割額(年額)	4万3429円	4万2580円	849円
所得割率	8.66%	8.30%	0.36%
限度額(年額)	57万円	57万円	0円

後期高齢者医療制度の加入者全員に、28年度の保険料決定通知書と納入通知書を7月中旬に送付します。保険料額は、前年(27年1月~12月)の所得額に応じて、県後期高齢者医療広域連合が決定します。

後期高齢者医療保険料 決定通知書・納入通知書を送付

保険料額は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。計算は被保険者個人単位で行います。均等割額は4万3429円に、所得割率は8.66%、限度額は57万円となっています。26~27年度との保険料の比較については、上の表を参照してください。

保険料の納付方法は、特別徴収(年金からの差し引き)が原則ですが、次に該当する方は普通徴収(納入通知書か口座振替による納付方法)となります。

①年金給付額が年額18万円未満
②後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金給付額の2分の1を超える
③年度途中で後期高齢者医

国民健康保険 「限度額適用認定証」 「標準負担額減額認定証」 の更新

高額療養費にかかる「限度額適用(標準負担額減額)認定証」を持ち、8月1日以降も入院などで認定証が必要な方は、更新の手続きをしてください。

70歳以上75歳未満で、28年度の市民税が非課税世帯でない方は、「高齢受給者証」を病院などへ提示することで、同一の医療機関で支払う一部負担金額が限度額までとなるため、手続きは不要です。

28年度の市民税が引き続き非課税世帯の方で、過去12か月以内の入院日数が90日を超えている場合は、入院費と併せて食事代も減額できる場合があるので、日数が確認できる領収書も持参してください。

☎7月19日~8月31日に必要な方の国民健康保険証と現在の認定証を持参し、保険年金課(☎70・5617)へ直接。

国民年金保険料 申請で納付免除・猶予も

現在使用の被保険者証(水色)の有効期限が7月31日で満了となり、8月1日以降は使用できなくなり

被保険者証・減額認定証
が新しくなります

療の資格を取得(75歳になった、転入した方など)
④特別徴収から口座振替に変更するなど
保険料の未納がない方は、申し出により支払い方法を特別徴収から口座振替に変更できます。

現在使用の限度額適用・標準負担額減額認定証(若草色)も新しくなります。
8月1日以降も対象となる方(市民税非課税世帯の方)には新しい認定証(若草色)を7月中に送付します。
☎同課☎70・5617。

ます。新しい被保険者証(ピンク色)を7月中に簡易書留で郵送します。有効期間は8月1日~30年7月31日です。8月1日を過ぎても届かない場合や紛失した場合は、保険年金課へ連絡してください。

現在使用の限度額適用・標準負担額減額認定証(若草色)も新しくなります。
8月1日以降も対象となる方(市民税非課税世帯の方)には新しい認定証(若草色)を7月中に送付します。
☎同課☎70・5617。

③障がい者が寡婦で前年所得が125万円以下
④生活保護法による生活扶助以外の扶助を受給
⑤特別障害給付金を受給(全額免除対象。毎年要申請)

国民年金の第1号被保険者で、経済的理由などで保険料を納めることが困難な場合は、申請して承認を受けると免除や猶予されます。承認期間は7月~来年6月の1年間で、毎年申請が必要です。継続を希望し、必要です。引き続き承認された方は、次年度以降

は原則として申請不要です。
■対象
第1号被保険者で次のいずれかに該当する方。
①本人、配偶者、世帯主(納付猶予は本人、配偶者)それぞれの前年所得が定められた基準以内
②失業、倒産、廃業が確認

■結果
厚木年金事務所から承認通知書送付(一部免除の方には区分に応じた納付書を送付)。
■☎同課☎70・5618か同事務所☎046・223・7171。

相談の名称(相談無料)		日時(祝日・振替休日の閉庁日は除く)・相談内容など	問い合わせ
7月の相談	法律相談(弁護士)	毎週水曜日13時~16時30分(予約は前週の相談日8時30分から)	市民課☎70・5605
	夜間法律相談(弁護士)	14日・28日の各木曜日18時~20時30分(予約は前週の木曜日8時30分から)	
	司法書士相談(司法書士)	5日(火)13時~16時。不動産登記、成年後見人の手続きに関する事など(予約は1か月前の相談日8時30分から)	
	行政書士相談(行政書士)	4日(月)13時~16時。官公庁に提出する書類作成に関する事(予約は1か月前の相談日8時30分から)	
	不動産相談(宅地建物取引業協会会員)	19日(火)13時~16時。不動産に関する事(予約は1か月前の相談日8時30分から)	
	子育て相談(専門相談員)	毎週月~金曜日9時15分~12時15分・13時~17時。子育ての悩み、児童虐待について(電話可)	子育て支援課☎70・5664
	障がい児者相談(専門相談員)	毎週月~金曜日10時~15時。障がい児者の生活全般について	障がい福祉課☎70・5623
	障がい者就労相談(専門相談員)	毎週火曜日10時~15時。障がい者の就労のための生活相談、面接同行、家庭訪問など	
	成人健康相談	6日(水)・26日(火)9時30分~11時45分。生活習慣病などの相談。骨密度測定もあり	保健医療センター☎77・1133
	保健師による心の健康相談	7日(木)10時~11時30分。心の健康相談	
	聴覚相談	7日(木)9時~11時30分。聴覚チェックと聞こえの相談。40歳以上の方対象	
	シニアあつたか相談(専門相談員)	毎週月~金曜日8時30分~17時。一人暮らし高齢者の心配事などについて	高齢介護課☎70・5633
	シニア就労支援窓口(専門相談員)	毎週月~金曜日9時~17時(受け付けは16時まで)。60歳以上の方の就労相談・支援	高齢介護課☎70・5616
	DV専門相談(専門相談員)	毎週金曜日13時~17時。配偶者などからの暴力について	市民課☎70・5605
行政相談(行政相談委員)	11日(月)13時~16時。国・県・市などの行政に関する意見や苦情		
人権身上相談(人権擁護委員)	11日(月)13時~16時、304会議室。近隣トラブル、いじめ、暴力など	子育て支援課☎70・5615	
保育入所相談(保育コンシェルジュ)	毎週月・水・金曜日9時~12時15分・13時~16時。保育所ほか子どもの預け先など		
いきいき健康・食事相談	毎週月~金曜日8時30分~12時15分・13時~17時。健康・栄養相談、酒害相談など	保健医療センター☎77・1133	
高齢者ヘルスアップ相談	4日(月)10時~11時30分、高齢者福祉会館。健康相談、心の健康相談		
消費生活相談(消費生活相談員)	毎週月・火・木・金曜日10時~12時・13時~16時。訪問販売・商品のトラブルなど(電話可)	消費生活センター☎70・3335	
教育相談	毎週月~金曜日8時30分~17時。子どもの教育・生活に関する心配事・悩みなど	教育研究所☎79・0222	
青少年相談(☎su9940@city.ayase.kanagawa.jpでも可)	毎週月~金曜日9時~17時。子ども、若者(中学卒業~29歳)の悩み・非行・ひきこもりなど	青少年相談室☎77・7830	
こどもなんでも相談	毎週月~金曜日8時30分~17時。心身に障がいのある乳幼児について	もみの木園☎76・6770	